

# 国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards

## Board : IPSASB) 会議報告

2023年6月13日～16日 カナダ・トロント会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生

### 本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	<a href="#">全般的事項と議事録承認</a>	—	2023年3月の議事録を承認した	3
2	<a href="#">タンザニアの適用事例報告</a>	—	—	4
3	<a href="#">作業計画</a>	—	—	4
4	<a href="#">IFRS 及び ISS との整合性</a>	—	—	7
5	<a href="#">概念フレームワークの改訂（第3章）</a>	ED 第 81 号に寄せられたコメントレターの検討を行った	概念フレームワーク第 3 章「質的特性」の改訂を承認した	7
6	<a href="#">IPSAS の改善 2023</a>	—	ED 第 85 号の草稿を検討し、範囲除外する IASB 文書を決定した	8
7	<a href="#">サステナビリティ報告</a>	—	気候関連開示に係るガイダンスの開発を進めることを決定した	10
8	<a href="#">サステナビリティ報告</a>	CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」を公表した	「気候関連開示」のプロジェクト概要書を承認した	10
9	<a href="#">天然資源</a>	CP「天然資源」に寄せられたコメントレターの初回検討を行った 別途、IFRS 第 6 号や IFRIC 第 20 号に基づく公開草案を作成することを決定した	プロジェクトの工程を延長する案に同意した CP から公開草案に取り込むべき内容、天然資源の定義等について検討を行った	11
10	<a href="#">その他のリース形式の取決め</a>	ED 第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産」を公表した	ED 第 84 号に寄せられたコメントの初見分析の説明を受けた	13

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
11	<a href="#">測定－現在操業価値の適用</a>	検討対象とする IPSAS を決定した IPSAS 第 41 号「金融商品」への現在操業価値の適用可否を検討した	検討した六つの IPSAS には現在操業価値を適用しない 減損基準については回収可能サービス価額を検討する	14
12	<a href="#">退職給付制度</a>	ED 第 82 号「退職給付制度」に寄せられたコメントレターを検討した	退職給付制度の定義を決定した 開示規定を追加することを決定した	16
13	<a href="#">財務諸表の表示</a>	今後の進め方について議論した	IPSAS 第 1 号の範囲の財務諸表を対象とし、IPSAS 第 1 号に代わる新しい IPSAS を開発する CP を開発する	18
14	<a href="#">簡易版 IPSAS</a>	－	概念フレームワークと整合させるべきかについて検討した	20
15	<a href="#">EIS と翻訳</a>	－	－	21
16	<a href="#">発生主義 IPSAS の初度適用</a>	－	IPSAS 第 33 号「発生主義 IPSAS の初度適用」の適用国からのフィードバックの説明	21
17	<a href="#">次期戦略及び作業計画</a>	テーマの修正や、プロジェクトの選定規準等について議論した	適用後レビュー（PIR）のプロセスは、IASB の PIR プロセスを活用する。PIR の範囲には、IPSAS の全体を含めるべきである	21
－	<a href="#">参考情報その 1</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現中計期間（2019 年～）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）</li> <li>• IPSAS と日本の政府会計の比較研究</li> <li>• 基準書の日本語訳</li> <li>• コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター</li> <li>• 過去の IPSASB 会議の報告記事</li> <li>• IPSASB のボードメンバー 一覧</li> </ul>			23
－	<a href="#">参考情報その 2</a> 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			28

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

RPG (Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2023 年 6 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「No.」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2023 年 9 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

今回から、個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。また、本稿末尾の「参考情報その 1」に、IPSASB 関連の公表文書・解説記事・翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の資料をまとめているので参照されたい。

## 1. 全般的事項と議事録承認（アジェンダ 1）

2023 年 6 月の IPSASB 会議は、2023 年 6 月 13 日～16 日に、カナダのトロントにて、一部メンバーはオンラインで参加するハイブリッド方式で開催された<sup>1</sup>。参加者は、18 名のボードメンバー（以下、「メンバー」という。）をはじめ、テクニカル・アドバイザー（以下、「TA」という。）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 49 名であった。

この会議で以下の二つの文書が承認された。

承認	概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」	本稿 5. を参照
	気候関連開示プロジェクトのプロジェクト概要書	本稿 8. を参照

本稿は会議の議題と決定事項の報告であり、各文書の詳細は解説していない。公表後に解説記事を別途掲載するのでそちらを参照されたい。

### (1) Ian Carruthers 議長による開会スピーチ

- 参加者への歓迎と、多くの参加者が現地参加できたことへの謝辞。
- Ian Mackintosh 氏への弔意。同氏は 2000 年から 2003 年にかけて、IPSASB の前身である Public Sector Committee の議長を務め、在任中に IPSAS 第 1 号～第 20 号が承認・公表され、現在の社会給付や非交換収益の基準書につながるプロジェクトが創設された。
- 新しい IPSASB 諮問助言グループ（以下、「CAG」という。）議長として、現 CAG メンバーの Fabienne Colignon 氏（フランス、公会計規則標準化審議会（CNoCP））が選出された。同氏は 2023 年 12 月の CAG 会議から議長となる。現 CAG 議長の Thomas Müller-Marqués Berger 氏は、2023 年 6 月の CAG 会議をもって任期終了。

<sup>1</sup> 会議の動画は YouTube で公開されており、無償で視聴できる。

## (2) CAG 会議の概要報告

CAG 議長の Thomas Müller-Marqués Berger 氏から、6月12日に行われた CAG 会議の概要報告が行われた。タンザニア政府関係者による IPSAS 適用経験の発表の他、三つの IPSASB 議題（公的部門のサステナビリティ報告の推進、財務諸表の表示、天然資源）の方向性について CAG メンバーが見解を述べた。

## (3) 議事録の承認

2023年3月会議の議事録案（非公開）について、異論なく承認した。

## 2. タンザニアの適用事例報告（アジェンダ2）

タンザニア政府関係者である、経理局長の Leonard Mkude 氏、National Board of Accountants and Auditors (NBAA) の Pius Maneno 氏、National Audit Office の Amnon Mwasakatili 氏により、タンザニアの国政府レベルでの発生主義会計及び IPSAS 適用に関する事例報告が行われた。1時間以上の報告は会計、システム、監査等多岐にわたる内容で、報告後の質疑応答では、IPSASB のメンバーから謝意の表明とともに多くの質問があった。

移行プロジェクトは、首相官邸の指揮下で、財政統計のコーディングから開始された。発生主義 IPSAS を直接適用することで、資産と負債の全体像を関係者（議会、IMF 等）に明確に説明できるようになった。国民へのサービス提供についても、保健、農業、教育、インフラ等のセクター別に目標に照らした業績評価を行うことができるようになっている。国会議員が IPSAS による財務の透明性の高さ等の利点を評価したことで、IPSAS の導入は法改正によって対応している。統合システムをオラクルから導入したため、コストは要した。

## 3. 作業計画（アジェンダ3）

### (1) 会議初日

事務局長の Ross Smith 氏から、以下の説明があった。

- 2023年3月会議後に多数の基準書を公表した。
- 基準書のスペイン語版への翻訳を鋭意進めている。

### (2) 会議4日目（最終日）

事務局長から以下の連絡があった。

- 作業計画に大きな変更はない。
- 「IPSAS の改善 2023」の公開草案の承認を、今回から 2023年9月会議に延期する。
- 「財務諸表の表示」のプロジェクト概要書は、2023年9月会議で承認予定である。
- 2023年7月会議で、「戦略及び作業計画 2024-2028」のコンサルテーション・ペーパーの草稿をレビューする予定。

(3) プロジェクトの進捗等（2019年～2023年の現中期計画期間）：2023年6月会議終了時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色：プロジェクト完了又は公開終了。

灰色：承認済みかつ公表前。又は承認済みかつコメントレター募集期間中。

無色：承認前。

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
社会給付（IPSAS 第 42 号）	2015/06	2017/09 ED63	2018/12	2019/01
年次改善 2018 の第 2 弾（IPSAS 第 36 号及び IPSAS 第 41 号の改訂）	—	2018/03 ED66	2018/12	2019/01
非交換費用（集合サービス及び個別サービス：IPSAS 第 19 号の改訂）	2017/06	2018/12 ED67	2019/09	2020/01
IPSAS の改善 2019	—	2019/06 ED68	2019/12	2020/01
COVID-19：発効日の延期	—	2020/06 ED73	2020/09	2020/11
公的部門特有の金融商品（IPSAS 第 41 号 強制力のないセクションの改訂）	2016/06	2019/06 ED69	2020/09	2020/12
借入コスト（IPSAS 第 5 号 強制力のないセクションの改訂）	2019/03	2020/09 ED74	2021/06	2021/11
IPSAS の改善 2021	—	2021/06 ED80	2021/12	2022/01
リース・フェーズ 1（IPSAS 第 43 号）	—	2017/12 ED64 2020/12 ED75	2021/12	2022/01
売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業（IPSAS 第 44 号）	—	2020/09 ED79	2022/03	2022/05
中期計画の見直し 2021 年以降に採択する新規プロジェクトの選定	2021/06	—	2022/03	2022/05
範囲を限定した概念フレームワークの改訂：第 7 章「測定」の改訂	2019/03	2021/02 ED76	2022/12	2023/05
有形固定資産（IPSAS 第 45 号） 現在操業価値の測定基礎を導入 遺産資産に関するガイダンスを追加 インフラ資産に関するガイダンスを追加	2017/03 (遺産)	2021/02 ED78	2022/12	2023/05
測定（IPSAS 第 46 号） IPSAS 基準に共通する測定基礎の適用指針等	2019/03	2021/02 ED77	2023/03	2023/05
収益（IPSAS 第 47 号）	2017/06	2019/12 ED70	2023/03	2023/05

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IFRS 第 15 号の内容と、IPSAS 第 23 号の内容の両方を含む、公的部門の主体用の収益基準		履行義務あり		IPSAS47
		2019/12 ED71 履行義務なし		
移転費用 (IPSAS 第 48 号) 補助金や税金の費用を扱う基準書	2017/06	2019/12 ED72	2023/03	2023/06 IPSAS48
範囲を限定した概念フレームワークの改訂：第 5 章「財務諸表の構成要素」	—	2021/12 ED81	2023/03	2023/05
範囲を限定した概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」			2023/06	
サステナビリティ・プログラム情報の報告 RPG に関連する規定を追加	—	2022/09 ED83	2023/03	2023/05
退職給付制度 IAS 第 26 号に基づく基準書を開発	—	2022/02 ED82	2023/09	
リース・フェーズ 2 公的部門特有のコンセッショナリー・リース等	2020/12 (RFI)	2022/12 ED84	2024/03	
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2023/12	2024/12	
天然資源 地下資源・生物資源・水資源等の論点を検討	2022/03	2023/12	2025/03	
気候関連開示 IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/06	2025/12	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	未定	未定	未定	
簡易版 IPSAS 事業が複雑でない主体向けの簡易版 IPSAS	未定	未定	未定	

本稿後半の「[参考情報その 1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

## 4. IPSAS と IFRS、IPSAS と ISS との整合性を示すダッシュボード（アジェンダ 4）

事務局の João Fonseca 氏から、IPSAS と IFRS、IPSAS と ISS（国際統計基準）のそれぞれについて、整合性の進展をまとめたダッシュボード（アジェンダ・ペーパー1.4 と 1.5）の更新状況の説明があった。

IPSAS と IFRS については、2023 年 5 月に IPSAS 第 45 号から第 48 号がまとめて公表されたことで、整合性が一気に進み、未対応の基準書は 3 本<sup>2</sup> になった。IFRIC のアジェンダ決定については未対応の事項が多いが、IPSASB のリソースに余裕があれば対応する。

IPSAS と ISS については、残念ながら整合性に進展がない。現在、国際統計基準（SNA2008、国際収支統計、国際投資ポジションのマニュアル）の改訂が進んでいるが、その改訂案には最近の IPSAS の進展が反映されておらず、会計との整合性を高める内容になっていない。IPSASB としては政府統計基準との整合性を高める方針書<sup>3</sup>を定めているので、今後も努力を続ける。

<b>事務局への指示事項</b>	9 月会議で「戦略及び作業計画 2024-2028」が承認される予定である。承認後に、IPSAS/IFRS ダッシュボードの、IAS、IFRS、IFRIC、SIC に関するコメント欄のうち、IPSAS や RPG で未対応の事項に関する記載を更新する。
------------------	--

## 5. 範囲を限定した概念フレームワークの改訂—第 3 章 質的特性（アジェンダ 5）

### (1) プロジェクトの概要説明とこれまでの経緯

IPSASB は「概念フレームワーク」の「範囲を限定」した改訂プロジェクトについて、2020 年 3 月にプロジェクト概要書<sup>4</sup> を承認した。同概要書に記載された 10 個の論点は、第 3 章「質的特性」、第 5 章「財務諸表の構成要素」、第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」の三つの章に関係する内容であった。

プロジェクトは、概念フレームワークの第 7 章を扱うフェーズ 1 と、第 3 章及び第 5 章を扱うフェーズ 2 に分けて進められた。フェーズ 1 は、2022 年 12 月会議で「概念フレームワークの改訂第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」」を承認し、2023 年 5 月に公表して完了した。

フェーズ 2 は、2021 年 3 月会議から開始した。中間成果物として、2021 年 12 月会議で公開草案第 81 号「概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」及び第 5 章「構成要素」」<sup>5</sup>（以下、「ED 第 81 号」という。）を承認し、2022 年 2 月に公表した。コメント期限は 2022 年 5 月 31 日であった。

<sup>2</sup> IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」、IPSAS 第 20 号「関連当事者についての開示」、IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」の三つの基準書に、IFRS との整合性について未対応の事項が残っている。

<sup>3</sup> GFS との整合性を確保する方針書：[Process for Considering GFS Reporting Guidelines during Development of IPSASs](#)

<sup>4</sup> プロジェクト概要書（project brief）：[Limited Scope Update of Conceptual Framework | IFAC](#)

<sup>5</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 81 号「概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」及び第 5 章「財務諸表における構成要素」」の解説](#)

その後、フェーズ2の最終成果物の開発段階では第3章と第5章の検討を分離し、第5章の改訂の検討を優先して行った。2023年3月会議で、第5章の改訂文書を、「概念フレームワークの改訂：第5章「財務諸表の構成要素」として承認し、2023年5月に公表した。

第3章に関する論点の初回検討は、2023年3月会議で行われ、続く今回の会議では、最終文書の承認を予定している。

概念フレームワークの改訂プロジェクト（フェーズ2）のこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「参考情報その2」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

## (2) 概念フレームワーク第3章「質的特性」の承認（5.2.1）

事務局による議案書の説明後、最終文書の承認手続きを行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公開草案への回答者が提起した全ての重要論点は議論済みである。</li> <li>• デュー・プロセスを適切に経ている。</li> <li>• <b>概念フレームワーク第3章の改訂を全員一致で承認した。</b></li> <li>• 公開草案の再公開が必要となる実質的な変更点はない。</li> <li>• 2014年当時の概念フレームワーク承認と同様、発効日は設けない。従って、第5章の改訂は承認後、ただちに発効する。</li> </ul>
------	---

## 6. IPSAS の改善（アジェンダ6）

### (1) 改善プロジェクトの概説（6.2.1）

事務局長から、改善プロジェクトの概要説明が行われた。改善プロジェクトは、IASB 文書との整合性確保、GFS との整合性確保、そして IPSAS 自体の改善のために行われる。今回は IASB 文書との整合性を確保するための改善5項目のみが、公開草案第85号「IPSAS の改善 2023」の草稿として提案されている。

### (2) IASB 文書との整合性を確保するための改善項目（6.2.2）

改善項目として提案されたのは下表の6パート、5項目であった。メンバーからは、IASB の新文書の内容を単純に IPSAS に反映するだけではなく、IPSASB が最近改訂した概念フレームワークの内容を反映する必要があるという意見が出て、公開草案の承認は2023年9月会議に延期された。

パート	IASB 文書	主な内容	影響を受ける IPSAS
1	負債の流動・非流動の分類（IAS 第1号の修正） 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 少なくとも12か月にわたり決済を延期する権利に関する不整合の修正</li> <li>• 決済の意味の明確化</li> </ul>	第1号



パート	IASB 文書	主な内容	影響を受ける IPSAS
2	会計上の見積りの定義 (IAS 第 8 号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計上の見積りと会計方針の変更及び誤謬の訂正を明確に区別できるようにする</li> </ul>	第 3 号
3・4	「重要性がある」の定義の修正 (IAS 第 1 号及び第 8 号の修正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性の定義を修正</li> </ul>	第 1 号 第 3 号
5	金利指標改革 - フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の改訂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約上のキャッシュ・フローの変化に対する実務上の便法をリースについて提供</li> </ul>	第 43 号
6	セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債 (IFRS 第 16 号の改訂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>セール・アンド・リースバック取引の取引日後の会計処理方法を説明する要求事項を追加</li> </ul>	第 43 号

事務局への指示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「会計上の見積りの定義」(IAS 第 8 号の修正)が、IPSAS 第 46 号「測定」と、測定プロジェクトのフェーズ 2 に及ぼす影響を分析する。</li> <li>ED 第 85 号(草稿)の「はじめに」のセクションに、IASB の文書と異なる内容にする根拠となる、IPSASB が適用する規準を追記する。</li> <li>IPSAS 第 1 号第 7 項の重要性の定義を、概念フレームワークの重要性の定義と整合させる。</li> <li>ED 第 85 号(草稿)に関する校正上の指摘に対処する。</li> </ul>
-----------	--

### (3) ED 第 85 号(草稿)に含めなかった IFRS (6.2.3)

事務局は、「IPSAS の改善 2021」以降に IASB が公表した文書のうち、IPSAS に反映するべきではない文書として、以下の 3 点を挙げた。

IASB 文書	ED 第 85 号に含めない理由
単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 (IAS 第 12 号の修正)	IAS 第 12 号に対応する IPSAS がない
IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報	IFRS 第 17 号に対応する IPSAS がない
会計方針の開示 (IAS 第 1 号と IFRS 実務記述書第 2 号の改訂)	改善プロジェクトで扱うべき、軽微な修正ではない

決定事項	ED 第 85 号の対象範囲から、IASB の以下三つの公表文書は除外する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS 第 12 号の修正)</li> <li>「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」</li> <li>「会計方針の開示 (IAS 第 1 号と IFRS 実務記述書第 2 号の改訂)」</li> </ul>
------	---

#### (4) 方針書「IASB 文書のレビュー及び修正のプロセス」の改訂 (6.2.5)

事務局は、IASB 文書に関する IPSASB の方針書「IASB 文書のレビュー及び修正のプロセス」について、概念フレームワークの改訂を踏まえた、校正的な修正を行うことを提案した。

事務局への指示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「IASB 文書のレビュー及び修正の方針書」(草稿)に関する校正上の指摘に対処する。</li> </ul>
-----------	--

## 7. サステナビリティ報告 (アジェンダ7) (非公開セッション)

サステナビリティ報告に関する戦略の進捗と、今後のステップについて、ボードメンバーのみで議論を行った (筆者は不参加)。2022 年のコンサルテーション・ペーパーと、2023 年前半の調査研究期間を通じて、強い支持が得られたことが報告された。また、人員・予算・会議時間等のガイダンス開発に必要なリソースと、利用可能なリソースについて説明を受けた。

決定事項	気候変動開示に係るガイダンスの開発を進めることを全員一致で決定した。
------	------------------------------------

## 8. サステナビリティ報告—気候関連開示 (アジェンダ8)

### (1) プロジェクトの説明とこれまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関するガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月に CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>6</sup>を公表した。

2022 年 10 月会議から当該 CP に寄せられたコメントの分析を開始し、今後の IPSASB のサステナビリティ報告関連の活動の方向性について議論を重ね、2023 年 3 月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意した。

サステナビリティ報告プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

<sup>6</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会 \(IPSASB\)「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

## (2) 教育セッション：IASB 担当者によるサステナビリティ関連活動の説明

IAASB 事務局で非財務情報の保証を担当する Claire Grayson 氏が、IAASB のサステナビリティ関連活動の説明を行った。主な内容として、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」の公開草案が、2023 年 6 月の IAASB 会議で承認された。IAASB は関係者の関心に迅速に対応しており、IPSASB メンバーからは、賞賛とともに迅速な対応方法の秘訣などについて質問があった。

## (3) サステナビリティ報告ガイダンスの位置付け (8.2.1)

事務局は、サステナビリティ報告に関する文書を、基準書として公表すること、かつ、当該文書は現行の IPSAS 一式とは異なる基準書一式として位置付けることを提案した。

決定事項	サステナビリティ報告の公表文書は、現行の IPSAS 一式とは別の強制力のある基準書として公表すべきである。
------	--

## (4) 気候関連開示のプロジェクト概要書の承認 (8.2.2)

事務局による議案書の説明後、プロジェクト概要書の承認投票を行った。

決定事項	投票の結果、気候関連の「プロジェクト概要書」を承認した。
事務局への指示事項	<ul style="list-style-type: none"><li>気候関連の「プロジェクト概要書」を、プレスリリースとともに公表する。</li><li>気候関連トピックのワーキング・グループを設置し、気候関連の専門的見地からの助言を受けてプロジェクトの進行を支援する。</li><li>サステナビリティ・リファレンス・グループを設置し、サステナビリティ報告基準の開発全体について助言を受ける。</li></ul>

気候関連開示のプロジェクト概要書<sup>7</sup>は、同日中に公表された。

## 9. 天然資源 (アジェンダ 9)

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的等

天然資源プロジェクトは、天然資源の認識、測定、表示・開示に関するガイダンスを開発することを目的としている。

<sup>7</sup> 気候関連開示の[プロジェクト概要書](#)

## ② これまでの進展

2020年3月の会議でプロジェクト概要書<sup>8</sup>を承認した。2021年3月から検討を開始し、2022年3月会議でCP「天然資源」<sup>9</sup>を承認、同年5月に公表した。その後、2023年3月会議からED開発に向けた議論を行っている。天然資源プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

## (2) 教育セッション：KPMG カナダの鉱業専門家による IFRS 第6号の解説

民間部門におけるIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」の適用実務について、KPMG カナダの鉱業専門家である Daniel Ricica 氏と Christy Latalisa 氏が解説した。メンバーからは謝意とともに、多数の質問があった。

IFRS 第6号は、任意適用の基準で、適用必須ではない。法的な採掘権が取得され、技術的・商業的に実行可能性が実証された時点から適用を開始する。実証には、実行可能性調査と、取締役会の承認が必要。適用前は探査・評価のコストの全てを費用処理する。また、一定の時点でIAS第16号「有形固定資産」に移行することになる。

## (3) プロジェクトの計画と工程表案 (9.2.1)

事務局は、公開草案の承認予定時期を現行の作業計画上の2023年12月会議から3か月延ばすとともに、二つの公開草案を2024年3月に承認することを提案した。一つは一般目的財務諸表における天然資源の財務報告ガイダンスを提供する公開草案で、もう一つは民間部門のガイダンスである、IFRS 第6号及びIFRIC 第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」と整合する公開草案である。

決定事項	プロジェクト工程の修正案は適切である。
------	---------------------

## (4) 天然資源の公開草案の枠組み（シェル ED）（9.2.2）

事務局は、公開草案に記載すべき事項の一覧（以下、「シェル ED」という。）を、議案書の9.3.1として提示した。事務局は、このシェル ED で提案した主要原則に基づいて天然資源 ED を開発することを提案した。メンバーからは範囲や開示についての質問があったが、その他は会議外でコメントを事務局に送付することとされた。

## (5) 天然資源の定義案 (9.2.3)

事務局は、次の3項目を提案した。

- ① IPSAS 第12号「棚卸資産」、IPSAS 第16号「投資不動産」、IPSAS 第27号「農業」、IPSAS 第31号「無形資産」、IPSAS 第45号「有形固定資産」の各IPSASの範囲に含まれる項目は天然資源 ED の範囲外とする。
- ② 天然資源の定義を次のように定める。

<sup>8</sup> 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

<sup>9</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会 \(IPSASB\) 「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

天然資源とは、次の項目をいう。

- (a) 自然に生じ、かつ、
- (b) 「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」で定義する資源である。

③ 概念フレームワークの定義に従って「資源」の用語を使用することを明確に説明する。

<b>事務局への指示事項</b>	天然資源の定義を再検討する。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 現行 IPSAS を用いた範囲外の項目に依拠するのではなく、天然資源をポジティブに定義する。</li><li>• 「自然に生じる」(naturally occurring) の意味について、国連の環境経済勘定 (SEEA)、GRI 基準、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) などが定めたフレームワークにおける、天然資源やサステナビリティに関する幅広い議論に基づく定義と整合するように説明する。</li></ul>
------------------	--

#### (6) 天然資源を認識しないという反証可能な推定 (9.2.4)

事務局は、天然資源の公開草案に次の3項目を盛り込むことを提案した。

- ① 天然資源を一般目的財務諸表上に認識する詳細な規準を定める。
- ② 天然資源は一般的に資産として認識できないという反証可能な推定を含める。
- ③ 天然資源が資産の認識規準を満たすという例外的な場合に関し、認識と測定ガイダンスを定める。

<b>事務局への指示事項</b>	天然資源の認識に関するガイダンス案を次のように修正する。 <ul style="list-style-type: none"><li>• 概念フレームワークの資産認識規準を明確に取り入れる。</li><li>• 関係者が提起した天然資源の認識における課題を反映する。</li><li>• 反証可能な推定は使用しない。</li><li>• 天然資源だけでなく、関連する支出の会計についても検討する。</li></ul>
------------------	--

#### (7) 天然資源 IPSAS の草稿 (9.2.5)

事務局は天然資源 IPSAS の草稿を議案書 9.3.2 で提案したが、議論しなかった。現時点でコメントのあるメンバーは、会議外で事務局にコメントを提出することとされた。

## 10. その他のリース形式の取決め (アジェンダ 10)

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

現行のリース基準である IPSAS 第 13 号「リース」は、IAS 第 17 号「リース」に基づいて作成された。2016 年に IASB が IFRS 第 16 号「リース」を公表したことを受けて、IPSASB は公的部門用のリース基準の見直しに着手した。

2018年に公開草案第64号「リース」<sup>10</sup>（以下、「ED第64号」という。）を公表した。ED第64号は借手と貸手の双方に使用権モデルを適用することを提案していたが、ED第64号に寄せられたコメントは賛否が割れていた。議論を重ねた結果、リース・プロジェクトをフェーズ1とフェーズ2の2段階に分けることとなった。

フェーズ1は、一般的なリース取引を扱う。フェーズ1の成果物は、2022年1月に公表されたIPSAS第43号「リース」である。IPSAS第43号は、ほぼIFRS第16号と同じ内容である。

フェーズ2は、コンセッションナリー・リース等の公的部門特有のリースを扱う。2021年1月に「情報提供の要請書（RFI）」を公表し、リース形式の取決めの実例について各国の実務に関する情報収集を行った。その後、2022年12月会議でED第84号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産（IPSAS第43号及びIPSAS第23号の修正）」<sup>11</sup>を承認し、2023年1月に公表した。今回は、ED第84号に寄せられたコメントの初回検討である。

## (2) ED第84号に寄せられたコメントのハイレベルな検討と、プロジェクトの方向性（10.2.1）

事務局は、ED第84号に寄せられたコメントの概要分析を説明した。

事務局への指示事項	ED第84号に寄せられたコメントを引き続き分析する。特に、関係者がED第84号の提案に部分的に賛成した理由と反対した理由について検討を行う。
-----------	--

## 11. 測定：フェーズ2（アジェンダ11）

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトのフェーズ2である。フェーズ2は、現在操業価値（以下、「COV」という。）の測定基礎概念が、各IPSASの当初認識と事後測定に適用可能かどうかを評価することを目的としている。フェーズ1では、IPSAS第45号「有形固定資産」についてのみ当該評価を行っており、フェーズ2では、その他のIPSASが検討対象となる。

#### ② これまでの進展

2022年12月の会議で、2023年6月会議からフェーズ2の検討を行うことが事務局長から提案された。その後、予定よりも早く2023年3月会議から検討を開始している。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

<sup>10</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第64号「リース」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

<sup>11</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第84号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産（IPSAS第43号及びIPSAS第23号の修正）」の解説](#)

## (2) プロジェクトの概説 (11.2.1)

事務局は、測定フェーズ2のこれまでの進展を説明した。

## (3) IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」には COV を適用可能か (11.2.2)

事務局は、COV は IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。COV は、投資者が投資先の財務及び運営上の意思決定に参加する能力を反映しないからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

## (4) IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」には COV を適用可能か (11.2.3)

事務局は、COV は IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。

決定事項	COV は、IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

## (5) IPSAS 第 41 号「金融商品」には COV を適用可能か (11.2.4)

事務局は、COV は IPSAS 第 41 号「金融商品」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。金融商品は通常、経済的便益を生み出すために保有するからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 41 号「金融商品」に適用可能な測定基礎ではない。
------	---

## (6) IPSAS 第 16 号「投資不動産」には COV を適用可能か (11.2.5)

事務局は、COV は IPSAS 第 16 号「投資不動産」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。投資不動産は操業能力を目的として保有しないからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 16 号「投資不動産」に適用可能な測定基礎ではない。
------	--

## (7) IPSAS 第 27 号「農業」には COV を適用可能か (11.2.6)

事務局は、COV は IPSAS 第 27 号「農業」に適用可能な測定基礎としないことを提案した。当該基準書の対象資産の生物学的変換は、売却コスト控除後の公正価値によって最も正しく表現されるからである。

決定事項	COV は、IPSAS 第 27 号「農業」に適用可能な測定基礎ではない。
事務局への指示事項	「結論の根拠」に、IPSAS 第 27 号の範囲内の生物資産は、経済的便益を創出するために保有され、よって COV は適切な測定基礎ではない旨を記載する。

## (8) 減損：範囲を限定した改訂の対象範囲（11.2.7）

事務局は、減損に関する「範囲を限定した改訂」の範囲は、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」における回収可能サービス価額の構成要素に焦点を当てることを提案した。

決定事項	IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の見直しの範囲は、「回収可能サービス価額」の用語定義と構成部分に限定すべきである。
事務局への指示事項	<ul style="list-style-type: none"><li>IPSAS 第 46 号「測定」の「公正価値」の定義を、「回収可能サービス価額」の分析に含める。</li><li>COV は「非資金生成資産の使用価値」の代替物なのか、それとも「回収可能サービス価額」の構成部分なのかを分析する。</li></ul>

## 12. 退職給付制度（アジェンダ 12）

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的等

本プロジェクトの目的は、IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」に相当する新 IPSAS の開発である。公的部門の主体の従業員が加入する年金基金<sup>12</sup>のための基準書となる。IPSAS 適用国・地域の一部で、IAS 第 26 号に代わる公的部門専用の基準書が強く要望されていることに対応して基準開発を行っている。

IAS 第 26 号は、IAS 第 19 号「従業員給付」を補足する基準書で、従業員の退職給付制度の一つとしての年金基金の会計処理を定め、制度参加者が受取可能な純資産に係る情報を提供する。年金基金は、雇用主である公的部門の主体ではなく、生命保険会社などが運営することが多いが、IAS 第 26 号の対象は、運営主体（生命保険会社等）の財務諸表ではなく、運営主体が運営する個々の年金基金の財務諸表である。

#### ② これまでの進展

2020 年 3 月会議でプロジェクト概要書<sup>13</sup>が承認された。2021 年 12 月会議で公開草案第 82 号「退職給付制度」<sup>14</sup>（以下、「ED 第 82 号」という。）を条件付きで承認、2022 年 2 月会議で修正箇所の確認を行った上で、2022 年 4 月に公表した。コメント期限は 2022 年 8 月 1 日であった。2023 年 3 月会議から公開草案に寄せられたコメントの検討を開始している。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

<sup>12</sup> 日本では、民間の企業年金に相当する公務員用の労使折半の年金として、退職等年金給付（年金払い退職給付）がある。IAS 第 26 号や日本の企業会計基準ではなく、国家公務員共済組合法施行規則や地方公務員共済組合法施行規程等によって、年金制度の財務諸表が定められている。

<sup>13</sup> 退職給付制度のプロジェクト概要書（英文）[Approved Project Brief](#)

<sup>14</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 82 号「退職給付制度」の解説](#)



## (2) IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)の目的と範囲に係るガイダンス (12.2.1)

事務局は、IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)の目的と範囲を、財務諸表作成者や利用者が理解しやすくなるように、「適用指針」と「結論の根拠」のセクションに文言を追加し、修正を行うことを提案した。

事務局への指示事項	<ul style="list-style-type: none"><li>IPSAS 第 49 号 (草稿) の目的と範囲に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。</li><li>基準書の範囲に関する図表を更新し、「At a Glance」<sup>15</sup>に含める。</li></ul>
-----------	--

## (3) 退職給付制度と連結に関するガイダンス (12.2.2)

事務局は、IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)に従って、退職給付制度の財務諸表に含める残高は、連結の対象外であることを「結論の根拠」で明確化することを提案した。

事務局への指示事項	連結に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。
-----------	---

## (4) IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)に含まれる定義のガイダンス (12.2.3)

事務局は、IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)に含まれる定義を保持し、財務諸表作成者や利用者がそれらの定義を理解しやすくなるように、「適用指針」や「結論の根拠」のセクションに文言を追加し、修正を行うことを提案した。

決定事項	IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)の定義案を保持する。
事務局への指示事項	IPSAS 第 49 号 (草稿) に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。

## (5) IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)に含まれるその他のガイダンスと開示 (12.2.4)

事務局は、IPSAS 第 49 号「退職給付制度」(草稿)に含まれる開示について、財務諸表作成者や利用者が理解しやすくなるように、「適用指針」や「結論の根拠」のセクションに文言を追加し、修正を行うことを提案した。

決定事項	IPSAS 第 49 号 (草稿) に、次の開示規定を追加する。 <ul style="list-style-type: none"><li>退職給付制度の長期持続可能性の評価に役立つ、予想将来掛金の開示</li><li>制度資産の公正価値に関して、IPSAS 第 41 号「金融商品」に従った開示</li><li>報告日時点における制度の損失の開示。その管理と財源も開示する。</li></ul>
事務局への指示事項	9 月会議で予定する IPSAS 第 49 号の承認の前に会議外レビューを行えるように、修正履歴付きの草稿を関係者に回付する。

<sup>15</sup> 基準書と同時に公表される、事務局が作成した概要説明の文書。IPSASB のレビュー対象ではない。

## 13. 財務諸表の表示（アジェンダ 13）

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、財務諸表の表示に関する要求事項、財務諸表の構成に関するガイドライン、開示規定を含む最低限の要求事項などを幅広く検討することを想定している。

事務局は、以下のテーマを想定している。

- 利用者ニーズに焦点を当てる
- 余剰・欠損の計算書に開示されない収益・費用の開示
- 関係者に対するアカウンタビリティ
- 予算との調整

本プロジェクトは、2021年7月に公表されたIPSASBの中期計画にあたる「戦略及び作業計画2019-2023」の中間コンサルテーションの結果、回答者からの多くの支持を受けて、簡易版IPSASとともに新規プロジェクトの一つとして採択された。2022年3月会議でIPSASBの作業計画上に正式に追加され、IPSASBのリソースに余裕が生じた時点でプロジェクトを開始することとされていた。

本プロジェクトは、まだ初期段階で、2022年12月会議に続く2回目の検討となる。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (2) 教育セッション：PSABによるカナダの事例紹介

カナダの公会計審議会（PSAB）議長であるClyde MacLellan氏、PSABのアソシエイト・ディレクターであるAntonella Risi氏、同じくMartha Jones Denning氏の3名がカナダの新しい公的部門用の報告モデルと財務諸表について解説を行った、

事務局への指示事項	PSABのプロジェクトから学ぶべき点について、プロジェクト概要書で説明する。
-----------	--

### (3) プロジェクト概要書：目的（13.2.1）

事務局は、プロジェクトの目的を「財務諸表において情報を伝える方法を強化すること」（Enhance how information is communicated in the financial statements）とすることを提案した。

決定事項	本プロジェクトは、IPSAS第1号「財務諸表の表示」が扱う財務諸表に焦点を当てるべきである。
事務局への指示事項	IPSAS第2号「キャッシュ・フロー計算書」は本プロジェクトの範囲外であるが、IPSAS第2号に対する修正の可能性についてプロジェクト概要書で説明する。

**(4) プロジェクト概要書：範囲と最終成果物（13.2.2）**

事務局は、プロジェクトの範囲を IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」とすることを提案した。最終成果物は、現行の IPSAS 第 1 号に代わる新しい IPSAS となる。

また、補足情報の表示や IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」、IPSAS 第 22 号「一般政府セクターに関する財務情報の開示」、IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」は本プロジェクトの範囲から除くことも提案した。

<b>決定事項</b>	財務諸表の表示に関する新しい IPSAS は、現行の IPSAS 第 1 号に代わるものとして開発すべきである。
<b>事務局への指示事項</b>	IPSAS 第 49 号（草稿）に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。

**(5) プロジェクト概要書：主要な論点と、コンサルテーション・ペーパーの段階（13.2.3）**

事務局は、本プロジェクトの主要な論点を次の 4 項目とすることを提案した。また、CP は各論点について意見を募集するとともに、例示目的の公開草案の草稿を含めることも提案した。

- IPSASB の概念フレームワーク
- 財務業績計算書の段階利益区分
- その他の包括利益（OCI）
- 政府財政統計マニュアル（GFSM）2014

<b>決定事項</b>	<p>本プロジェクトには、コンサルテーション・ペーパーの開発段階を設けるべきである。また、当該コンサルテーション・ペーパーには、説明用の公開草案を含める。</p> <p>プロジェクト概要書には、以下の論点を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 概念フレームワークと、財務諸表の表示の整合性</li> <li>• 予算対実績報告のアカウントビリティの大切さ、及び、本プロジェクトと IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」の関係の潜在的な特性や程度</li> <li>• 政府財政統計との整合性</li> <li>• IFRS との整合性の適切な程度、特に次の 2 項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における「その他の包括利益（OCI）」</li> <li>➢ 主要財務諸表プロジェクトで開発中の、財務業績計算書の段階利益</li> </ul> </li> </ul>
<b>事務局への指示事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IPSAS 第 1 号の改廃が IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」にどのように影響するのかについて、IPSAS 第 24 号に関する教育セッションを行う。</li> <li>• プロジェクト概要書で、アカデミック・アドバイザー・グループが公募中の研究結果に言及する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の IPSASB の討議内容をプロジェクト概要書に反映・修正し、2023 年 9 月会議で提示する。</li> </ul>
--	---

## 14. 簡易版 IPSAS (アジェンダ 14)

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは、複雑ではない公的部門の主体のための簡易版 IPSAS を開発することを想定している。今回が IPSASB としては初回の議論となる。

事務局は 2023 年初頭から事前の調査活動を開始した。IPSASB は、事前調査活動で特定された主要なテーマと課題を振り返り、公的部門向けの簡易版 IPSAS の報告モデルに対し、関係者が関心を持つことになった原因に対処する最善の方法を検討した。

### (2) 簡易版の報告モデルは、概念フレームワークに整合させるべきか (14.2.1)

事務局は、IPSASB のこれまでの基準設定の手続きを適用すべきではないと提案した。簡易版 IPSAS の設定手続きは概念フレームワークには整合しないと思われ、よって IPSASB の評判リスクが生じるおそれがあるからである。

この論点について、これまでに関係者から寄せられた助言とフィードバックを考慮して、IPSASB は、公式な基準設定活動が公益の観点から適切であるかどうか、また IPSASB の概念フレームワークと一致するかどうかについて議論した。潜在的な技術的・概念的な矛盾や、潜在的な評判の問題を回避しながら、国民のニーズにより効果的かつ実践的に対処できるプロジェクトのアプローチと潜在的な成果を検討した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公式な基準設定の代わりに、他の形式のガイダンスを提供する。そのほうが、関係者が表明したニーズにより適切かつ効果的に対応し得る。</li> <li>当該ガイダンスをどのような形式にするのか、事務局がさらに分析を行った結果を踏まえ、9 月会議でプロジェクトの方向性を確定する。</li> </ul>
事務局への指示事項	IPSAS への利便性と適用可能性を改善するために、基準設定とは異なるアプローチの潜在的な特性や成果物について、検討し、提案する。

この 14.2.1 のセッションで十分なコメントが得られたとして、14.2.2 は議論しなかった。

## 15. EIS と翻訳 (アジェンダ 15)

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

## ① プロジェクトの目的等

IFAC の知的財産部長である Michelle Brody 氏が、翻訳活動と eIS（電子版 IPSAS）の開発について解説した。まず、翻訳契約の数、IPSASB の最近の公表文書のスペイン語への翻訳作業、eIS の進行中の改善等、IFAC の知的財産部の主要な活動を説明した。続けて、6月12日に eIS のフェーズ2が開始されることを報告し、IPSASB に対して2種類の表示形式案に関するフィードバックを提供して欲しいと述べた。IPSASB は、IPSAS の採用を支援するための同氏の継続的な努力に感謝し、翻訳と eIS の開発プロセスについて質問した。

## 16. 発生主義 IPSAS の初度適用（アジェンダ 16）

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは、今回が初回となる。事前配布資料はない。

IPSASB のメンバーである Abdullah Al-Mehthil 氏と、テクニカル・アドバイザーである David Watkins 氏が、IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」を適用している法域からのフィードバックを説明した。

事務局への指示事項	改訂後の IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」と、個々のガイダンス（「Pathways to Accrual」 <sup>16</sup> へもリンクさせる）にそれぞれ何を含め得るかを考慮した上で、2023 年 9 月会議にハイレベルの選択肢を提示する。
-----------	---

## 17. IPSASB の次期戦略及び作業計画（アジェンダ 17）

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

現行の IPSASB の基準開発活動は、2019 年 8 月に公表された、2019 年から 2023 年の 5 年間の戦略及び作業計画<sup>17</sup>に基づいて実施されている。当該文書には、2021 年から 2022 年にかけて中間見直し<sup>18</sup>が行われた。その後、2022 年 12 月及び 2023 年 3 月の会議において、収益、移転費用、測定、有形固定資産等の重要な新 IPSAS が承認され、現行の計画に基づく各プロジェクトは順調に完了しつつある。現行プロジェクトの完了に伴い、2024 年以降の新中期計画期間における戦略と作業計画の策定が必要となっている。

2022 年 3 月会議で、事務局は現行の戦略及び作業計画の概要を説明し、その策定時から大きく外部環境や関係者の期待が変化したことを強調した。議論の結果、状況変化を踏まえて戦略及び

<sup>16</sup> 研究報告第 14 号に代わる新しい事例集として IPSASB のウェブサイト上で公開されている、発生主義適用の事例を集めたポータルサイト。<https://pathways.ifac.org/standards/pathways/2021>

<sup>17</sup> [IPSASB Strategy and Work Plan 2019-2023](#)

<sup>18</sup> [Mid Period Work Program Consultation Summary](#)

作業計画を更新することを決定した。本プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (2) IPSASB の「戦略及び作業計画 2024-2028」の開発プロセス (17.2.1)

事務局が本プロジェクトの概要や、コンサルテーション・ペーパー草稿の作成プロセス等について概説した。

### (3) 本プロジェクトの戦略目的 (17.2.2)

事務局は、「戦略及び作業計画 2024-2028」の戦略目的を次のように定めることを提案した。

発生主義 IPSAS の採用増加と公的部門のサステナビリティ基準の開発を通じて、公共財務管理を国際的に強化する。

<b>事務局への指示事項</b>	本セッション及びブレイクアウト・セッションで寄せられた意見を戦略目的に反映する。
------------------	--

### (4) 注力すべき戦略分野の提案 (17.2.2)

事務局は、「戦略及び作業計画 2024-2028」を実現するために、二つの主要な活動分野における四つの戦略分野に注力することを提案した。

二つの活動分野	四つの戦略分野
国際基準の提供	公的部門の財務報告ガイダンスの設定
	公的部門のサステナビリティ報告ガイダンスの設定
適用の促進	採用と適用の促進
	財務及びサステナビリティの報告情報の効用の提唱

<b>事務局への指示事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「基準」と「ガイダンス」の用語使用について、一貫性と適切性の観点から確認する。</li> <li>注力すべき分野について、サステナビリティ報告と公共財務管理との関係、並びに発生主義 IPSAS の大切さを反映するように修正する。</li> <li>サステナビリティ報告の開発の進展を考慮し、RPG の位置付けについて、戦略期間中に再検討することを約束する。</li> <li>本セッション及びブレイクアウト・セッションで寄せられたその他の意見を二つの活動分野に反映する。</li> </ul>
------------------	---

#### (5) ブレークアウト・セッション (17.2.4 と 17.2.5)

ボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーは、地域別の三つのグループに分かれて、適用後レビュー（PIR）のプロセスと、優先すべきプロジェクトについて議論した。筆者はアジア・アメリカ地域のグループに参加した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>PIR のプロセスは、IASB の PIR プロセスを活用する。</li><li>PIR の範囲には、IPSAS の全体を含めるべきである。</li></ul>
事務局への指示事項	<ul style="list-style-type: none"><li>優先度の低い公的部門用のプロジェクトは、プロジェクト候補一覧から削除する。（IAS 第 34 号「期中財務報告」と IFRS 第 17 号「保険契約」）</li><li>プロジェクト候補の一覧に、メンバーが提案したプロジェクトを追加すべきかどうかを検討する。</li></ul>

## 参考情報その1 (2023年6月30日時点)

1. 現中計期間（2019年～）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去のIPSASB会議の報告記事
6. IPSASBのボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASBのウェブサイト	<a href="#">リンク</a>
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	<a href="#">リンク</a>
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	<a href="#">リンク</a>
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	<a href="#">リンク</a>

### 1. 現中計期間（2019年～）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS 第42号「社会給付」	2019/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
関連法人及び共同支配法人に対する長期持分（IPSAS 第36号の修正）と負の補償を伴う期限前償還要素（IPSAS 第41号の修正）	2019/01	<a href="#">リンク</a>	なし
戦略及び作業計画 2019-2023	2019/03	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a> (CP)
集合サービス及び個別サービス IPSAS 第19号の修正	2020/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
IPSAS の改善 2019	2020/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a> (ED68)
ハンドブック 2019年版	2020/02	<a href="#">リンク</a>	なし
ハンドブック 2020年版	2020/07	<a href="#">リンク</a>	なし
COVID-19：発行日の延期	2020/11	<a href="#">リンク</a>	なし
IPSAS 第41号「金融商品」：強制力のないセクションの修正	2020/12	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
ハンドブック 2021年版（PDF形式）	2021/03	<a href="#">リンク</a>	なし
IPSAS 第5号「借入コスト」の改訂—強制力のない指針	2021/11	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
eIS（2021年版 電子版ハンドブック）	2021/11	<a href="#">リンク</a>	なし
IPSAS の改善 2021	2022/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第43号「リース」	2022/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>



基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS 第 44 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	2022/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
ハンドブック 2022 年版	2022/05	<a href="#">リンク</a>	なし
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第 1 号及び第 3 号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
概念フレームワークの改訂：第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第 45 号「有形固定資産」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第 46 号「測定」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
概念フレームワークの改訂：第 5 章「財務諸表の構成要素」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第 47 号「収益」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第 48 号「移転費用」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定

## 2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～](#)」（2022/03）

## 3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（仮訳）	2015/07	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	<a href="#">リンク</a>
（2021 年ハンドブック版） IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示 IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第 5 号 借入コスト IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	<a href="#">リンク</a>

## 4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 67 号「集合サービス及び個別サービス並びに緊急支援」	2019/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 68 号「IPSAS の改善 2019」	2019/07	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 69 号「公的部門特有の金融商品：IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正」	2019/08	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 70 号「履行義務のある収益」	2020/02	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 71 号「履行義務のない収益」	2020/02	<a href="#">リンク</a>		
公開草案第 72 号「移転費用」	2020/02	<a href="#">リンク</a>		
公開草案第 73 号「COVID-19：発行日の延期」	2020/07	<a href="#">リンク</a>	なし	なし
公開草案第 74 号「IPSAS 第 5 号「借入コスト」：強制力のないガイダンス」	2020/10	<a href="#">リンク</a>	なし	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 75 号「リース」	2021/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
情報提供依頼書「コンセッションナリー・リース及び類似の取決め」	2021/01	<a href="#">リンク</a>	なし	
公開草案第 76 号「概念フレームワークの改訂：第 7 章 財務諸表における資産及び負債の測定」	2021/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 77 号「測定」	2021/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 78 号「有形固定資産」	2021/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 79 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	2021/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 80 号「IPSAS の改善 2021」	2021/07	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
コンサルテーション・ペーパー「作業計画 中間コンサルテーション」	2021/07	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 81 号「概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」及び第 5 章「財務諸表の構成要素」」	2022/02	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 82 号「退職給付制度」	2022/04	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」	2022/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
コンサルテーション・ペーパー「天然資源」	2022/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
作業計画中間コンサルテーション 結果概要	2022/05	<a href="#">リンク</a>	なし	なし
公開草案第 83 号「サステナビリティ・プログラム情報の報告」	2022/11	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産（IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正）」	2023/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>

## 5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2019/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	<a href="#">リンク</a>
2019/06	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>

開催年月	開催国／都市	報告記事
2019/09	ポルトガル／リスボン	<a href="#">リンク</a>
2019/12	アラブ首長国連邦／アブダビ	<a href="#">リンク</a>
2020/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク（バーチャル参加）	<a href="#">リンク</a>
2020/06・07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2020/09・10	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2020/12	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/02	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/03	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/04	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/06	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/09	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/10	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2021/12	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2022/02	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2022/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク（バーチャル参加）	<a href="#">リンク</a>
2022/06	アメリカ合衆国／ニューヨーク	<a href="#">リンク</a>
2022/07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2022/09	ポルトガル／リスボン	<a href="#">リンク</a>
2022/10	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2022/12	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>
2022/02	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2022/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	執筆予定

## 6. IPSASB のボードメンバー

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Todd Beardsworth	ニュージーランド	会計検査院	2018
Neema Kiure-Mssusa	タンザニア	EY	2018
Luzvi Chatto	フィリピン	監査委員会	2019
Lynn Pamment	イギリス	ジャージー、元 PwC	2019
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授	2021

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
		元会計検査院	
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Liang Yang	中国	デロイト	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023

※Ian Carruthers 議長は3期目（～2024年）。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で2期6年間（暦年）。

## 参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

[アジェンダ5 範囲を限定した概念フレームワークの改訂—第3章](#)

[アジェンダ8 サステナビリティ報告](#)

[アジェンダ9 天然資源](#)

[アジェンダ11 測定：フェーズ2](#)

[アジェンダ12 退職給付制度](#)

[アジェンダ13 財務諸表の表示](#)

[アジェンダ17 IPSASの次期戦略及び作業計画](#)

### アジェンダ5 範囲を限定した概念フレームワークの改訂—第3章

(今回の会議の記事は[こちら](#))

#### (1) ED第81号「概念フレームワークの改訂：第3章「質的特性」及び第5章「構成要素」まで

IPSASBは「概念フレームワーク」（以下、「CFW」という。）の「範囲を限定」した見直しプロジェクトについて、2020年3月にプロジェクト概要書を承認した。

同概要書の10個の論点（実質的には論点1を除く9個）のうち、「測定」に関する4個の論点（論点2～5）について、プロジェクトのフェーズ1と位置付けて検討を行った。フェーズ1の成果物として、2021年2月会議で公開草案第76号「概念フレームワーク第7章「財務諸表における資産及び負債の測定」の更新」<sup>19</sup>（以下、「ED第76号」という。）を承認し、ED第76号は2021年4月に公表された。

フェーズ1で未検討の論点は以下の5個である。

論点	論点	関係する章
6	資本（Capital）と資本維持（Capital maintenance）の概念	第5章
7	資産及び負債の定義	第5章
8	会計単位及び未履行契約	第5章～第8章
9	中立性の文脈における慎重性（Prudence）の認知	第3章
10	重要性	第3章

IPSASBは、2021年3月から上記論点に関する検討をフェーズ2として開始し、2021年12月会議でED第81号「概念フレームワークの改訂：第3章「質的特性」及び第5章「構成要素」」<sup>20</sup>を承認し、2022年2月に公表した。コメント期限は2022年5月31日であった。

<sup>19</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第76号「概念フレームワークの改訂：第7章財務諸表における資産及び負債の測定」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

<sup>20</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第81号「概念フレームワークの改訂：第3章「質的特性」及び第5章「財務諸表における構成要素」」の解説](#)

## **(2) 2022年9月会議 ED第81号に寄せられた回答のハイレベルな検討 (8.2.1)**

事務局が、ED第81号に寄せられたコメントの分析結果を概説した。また、ED第81号のSMCのうち、2022年12月会議以降に優先して取り組むべき論点案が提示されたが、議案書の提示内容とは異なり、概念フレームワークの第5章に関するSMC3から6を2022年12月会議で検討することが説明された。

## **(3) 2023年3月会議 概念フレームワークの改訂：第5章の承認**

事務局による議案書の説明後、最終文書の承認手続きを行い、概念フレームワーク第5章の改訂を全員一致で承認した。なお、2014年当時の概念フレームワーク承認と同様、発効日は設けない。従って、第5章の改訂は公表後ただちに発効する。

## **(4) 2023年3月会議 ED第81号 SMC1と2の検討**

### **① 慎重性 (7.2.1)**

事務局は、ED第81号の慎重性 (prudence) に関するアプローチを、そのまま保持することを提案した。概念フレームワークでは、「忠実な表現」の質的特性の説明文で「忠実な表現は、現象の描写が完全で中立的かつ重大な誤謬が存在しない場合に達成される」と記述している。ED第81号では、この「中立的」を支える概念として「慎重性」を説明することを提案している。IASBの概念フレームワークと同様の考え方である。

議論の結果、資産と負債の間の非対称性が必ずしも要求されないこと、に関する説明文を少し追加した上で、慎重性の概念を保持することを決定した。

### **② 重要性の判断に関連する要件としての「情報をあいまいにすること」(7.2.2)**

事務局は、ED第81号で重要性の判断の要件として挙げた「情報をあいまいにすること (obscuring)」に関するガイダンスを保持することを提案した。ただし、ED第81号の第3.32A項の末尾のセンテンスは削除することも提案した。当該センテンスは、財務諸表上で十分に目立つように区分表示 (又は掲示) されていない重要な項目の開示に関する説明である。

議論の結果、事務局提案に同意した。ただし、結論の根拠において、情報をあいまいにすることに関する詳細なガイダンスを他のIPSASB文書で提供する旨を明示するように事務局に指示した。

## **アジェンダ8 サステナビリティ報告 (今回の会議の記事は[こちら](#))**

### **(1) CPの開発 (2022年3月)**

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022年1月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」<sup>21</sup>において、IPSASBに対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022年3月のOECDの財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASBはサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置付けて、2022年3月会議で1日以上会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>22</sup>（以下、「CP」という。）の検討・承認を行った。その後、2022年5月に同CPを公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

## (2) 派生プロジェクト： サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述したCPとは別に、IPSASBは短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行のIPSASBのガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023年3月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG第1号及び第3号の修正」を承認し、2023年5月に公表した。

内容としては、RPG第1号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第3号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG第1号及び第3号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

## (3) 2022年10月会議 コメント概要分析の説明

事務局から、CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」に寄せられたコメントの概要報告があった。また、2022年12月会議で方向性の決定を行う旨が説明された。

## (4) 2022年12月会議 コメントのレビュー

### ① CPに寄せられたコメントのレビュー（7.2.1）

事務局からCPに寄せられたコメントの概要説明が行われた。関係者からは概ね好意的なフィードバックが寄せられており、CPの予備的見解（以下、「PV」という。）の全てが支持されていた。PVにはIPSASBが公的部門特有のサステナビリティ報告の開発にあたり、リーダーシップをとるべきである、という項目も含まれており、これも関係者から支持されていた。事務局は、関係者が識別した主要な論点について2023年中にさらに検討を進めることを提案した。

今後の方向性について議論したが、方向性に対する支持は受けたものの資金等のリソースの問題が解消されていないため、明確な結論は出なかった。

2023年1月中にタスクフォースを組成し、2023年6月までの半年間、会議外で、調査活動と範囲決定に向けた活動を行う予定である。範囲に関しては、暫定的に下記の内容を対象として考えている。

<sup>21</sup> 英語原文。 [Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

<sup>22</sup> 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」の解説](#)

- サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する一般規定
- 気候変動に関する開示
- 天然資源： 非財務情報の開示（CP「天然資源」で提案した財務報告ガイダンスの開発と並行して検討を進める）

## ② CAG のフィードバック（7.2.2）

CAG 議長の Thomas Müller-Marqués Berger 氏から、2022 年 12 月 5 日に開催された CAG 会議で CAG メンバーが述べた意見について情報共有が行われた。

## (5) 2023 年 3 月会議 今後の活動の方向性に関する議論

事務局は 2023 年 1 月から 3 月にかけて行った調査・研究の概要を報告した。これを踏まえ、同年 4 月から 6 月にかけて実施すべき調査・研究活動について議論を行った。

議論の結果、サステナビリティ報告プロジェクトは、まず、以下の 4 項目をベースとして開発を進めるべきであると決定した。

- 2022 年 5 月に公表した CP と、当該 CP に寄せられた関係者のコメントレター
- IPSASB の概念フレームワークが定める、目的、利用者、情報ニーズ
- IFRS のサステナビリティ関連の基準書
- GRI の基準書

事務局には、2023 年 3 月会議で投影したスライドに、上記の 4 項目に関する議論の内容を反映・修正して再提示するように求めた。また、IFRS-S2「気候変動開示」を公的部門用に修正するプロジェクトの概要書案を作成するように指示した。

## アジェンダ 9 天然資源（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### (1) CP の開発（2021 年 3 月～2022 年 3 月）

2020 年 3 月の会議でプロジェクト概要書<sup>23</sup>を承認した。

2021 年 3 月から検討を開始し、2022 年 3 月会議で CP「天然資源」<sup>24</sup>を承認、同年 5 月に公表した。コメント期限は 2022 年 10 月 17 日。

### (2) 2023 年 3 月会議 コメントのレビュー

#### ① CP に寄せられたコメントの初回レビュー（12.2.1）

事務局は CP「天然資源」に寄せられたコメントレターの分析結果を説明した。コメントレターは 49 件で、これまでの IPSASB の公表文書よりも幅広い組織から寄せられたことが特徴的であり、この分野に対する関係者の関心の高さが伺われる。

<sup>23</sup> 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

<sup>24</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」の解説](#)



## ② 天然資源の一般的な説明文に対するコメントレターへの対応案（12.2.2）

事務局は、天然資源とその他の資源との関係をどのように描写（delineation）すべきかについて、天然資源のタスクフォースと事務局が協力して検討を進め、6月会議での議論に向けて準備することを提案した。

議論の結果、天然資源とその他の資源の関係の描写は必要であることを合意した。また、事務局に対して、6月会議に向け、原則主義に基づいて描写した資料を作成するように指示した。

## ③ 探査、評価及び採掘活動のコストに関するガイダンスをIFRSと整合させるべきか（12.2.3）

事務局は、探査、評価及び採掘活動のコストに関して、IFRSやIFRIC解釈指針に基づくガイダンスを天然資源プロジェクトで開発すること、ただし天然資源の認識、測定、表示・開示とは別個のIPSASとして開発することを提案した。

関係者からCPに寄せられたコメントレターに基づき、一般目的財務諸表の範囲内となる天然資源の報告を扱う公開草案と、探査、評価及び採掘活動のコストに関する公開草案を区別して開発することを決定した。

また、基準書案の目的と範囲に照らしてCPから取り込むことが可能なガイダンスを明示するとともに、認識、測定、開示のガイダンス案を含む公開草案の大枠を作るように、事務局に指示した。

## ④ 天然資源の認識に関する懸念への対応案（12.2.4）

事務局は、一般目的財務諸表上に認識・測定する天然資源について、公開草案の開発を2023年の第2四半期から開始すべく、タスクフォースと協力することを提案した。他にも、プロジェクトの工程表を修正し、2023年6月のCAG会議でCAGの意見を聞いた上で、その結果を同月のIPSASB会議に報告する予定であると説明した。

この点について、③で先述したように、探査、評価及び採掘活動のコストに関し、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」並びにIFRIC解釈指針第20号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」に基づいて、天然資源の認識、測定、表示・開示とは別の公開草案を開発することを決定した。事務局には、初稿を開発するように指示した。

## アジェンダ 11 測定：フェーズ2（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### (1) 2022年12月会議

2023年6月会議からフェーズ2の検討を行うことが事務局長から提案された。（その後、予定よりも早く2023年3月会議から検討を開始した。）

### (2) 2023年3月会議

#### ① フェーズ2の対象とするIPSASの検討（11.2.1）

事務局は、測定フェーズ2の範囲内とすべきIPSASを、4種類に区分して提案した。それぞれのIPSASに対するCOVの適用可否についても予備的な分析を披露した。

議論の結果、以下の各 IPSAS を測定フェーズ 2 の範囲内とすることを決定した。

IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」
IPSAS 第 12 号「棚卸資産」
IPSAS 第 16 号「投資不動産」
IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」
IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」
IPSAS 第 27 号「農業」
IPSAS 第 31 号「無形資産」
IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」
IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」
IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」
IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」
IPSAS 第 41 号「金融商品」
IPSAS 第 43 号「リース」

測定フェーズ 2 では、各 IPSAS の当初認識と事後測定における COV の適用の可否と、みなし原価に対する COV の適用の可能性を検討することになる。

## ② IPSAS 第 41 号「金融商品」に対する COV の適用可否の分析（11.2.2）

事務局は、IPSAS 第 41 号の範囲内の金融商品には COV は適用しないことを提案した。IPSAS 第 41 号をフェーズ 2 の適用範囲とすることについては合意を得たが、一部のメンバーから、IPSAS 第 41 号の範囲内であるコンセッションナリー・ローンや資本性金融商品に対する戦略的投資は、必ずしも資金生成を目的として保有されているわけではない、との指摘があった。この指摘を踏まえ、事務局に、IPSAS 第 41 号の範囲内の金融資産について、COV の適用可否を掘り下げて検討するように指示が出された。

## アジェンダ 12 退職給付制度（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### (1) ED の開発（2020 年 3 月～2022 年 2 月）

2020 年 3 月会議でプロジェクト概要書<sup>25</sup>が承認された。

2021 年 12 月会議で ED 第 82 号「退職給付制度」<sup>26</sup>を条件付きで承認、2022 年 2 月会議で修正箇所を確認を行った上で、2022 年 4 月に公表した。コメント期限は 2022 年 8 月 1 日であった。2023 年 3 月会議から公開草案に寄せられたコメントの検討を開始している。

<sup>25</sup> 退職給付制度のプロジェクト概要書（英文）[Approved Project Brief](#)

<sup>26</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 82 号「退職給付制度」の解説](#)

## (2) 2023年3月会議 ED第82号に寄せられたコメントレターのレビュー (10.2.1)

事務局は、ED第82号の特別にコメントを求める事項（以下、「SMC」という。）に寄せられたコメントレターの分析結果を説明した。

IPSASBは、議論の結果、コメントレターが提起している論点の詳細分析は、校正グループに委任すること、及び、校正グループは、2023年6月会議にその検討結果に基づく提案を行うことを決定した。

事務局に対しては、IPSAS第X号「退職給付制度」（草稿）と、IPSAS第39号「従業員給付」との関係を示す図表を作り、それぞれの基準書の範囲と内容を明確化することを指示した。また、公的部門でみられる様々な種類の給付制度のうち、何を対象とするのかを明確に示すことも指示した。

## アジェンダ 13 財務諸表の表示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### (1) 2022年12月会議

#### ① 財務諸表の表示—プロジェクトの背景 (11.2.1)

事務局がこれまでの振り返りと、四つのテーマの説明を行った。

#### ② 財務諸表の表示に関する選択肢 (11.2.2)

事務局が、IAS第1号「財務諸表の表示」、IMFの政府財政統計報告、公的部門特有のアプローチについて、それぞれ説明し意見を求めた。

IPSASBは事務局に、12月会議の議論を踏まえて分析とシナリオ案を改訂するように指示した。また、世界銀行が公表した「公的部門におけるデータを活用した説明ガイド」<sup>27</sup>を次回会議に提示するように指示した。

## アジェンダ 17 IPSASBの次期戦略及び作業計画（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### (1) 2023年3月会議

事務局は現行の戦略及び作業計画の概要を説明し、その策定時から大きく外部環境や関係者の期待が変化していることを強調した。議論の結果、状況変化を踏まえて戦略及び作業計画を更新することを決定した。

事務局には、以下の点に留意することを指示した。

- 関係者による財務情報の利用方法は変化しているのか、その結果、次期中期計画に対する関係者の期待は変化したのかを検討する。
- 戦略目的を現在の外部環境や関係者の期待に合わせて更新する。特に、サステナビリティ報告と、IPSASの開発・メンテ・適用推進に関して考慮する。

<sup>27</sup> 世界銀行の公表物 [A Guide to Data Storytelling in the Public Sector](#)

- 現行の戦略及び作業計画が掲げているテーマ A～E の順序や重点を見直す。例えば、テーマ B（IFRS とのコンバージェンスの維持）には、政府財政統計（GFS）やサステナビリティ報告ガイダンスを含める。テーマ C（利用者のより広範な財務報告ニーズを満たすガイダンスの開発）では、サステナビリティ報告に重点を置く。
- 基準書の適用後レビュー（PIR）や、IPSAS 適用上の論点を盛り込む。
- 現行の戦略及び作業計画の開発時に使用した、プロジェクト優先順位付けの規準を再度用いて、新規の財務報告関連のプロジェクト案の分析を行う。

以 上